明治三十二年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四六三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四六四）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）にの掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務四六八）　一〇
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）にの掲げる活動を定める件第二条の表のに下欄に掲げる活動を指定されて在留するる者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同四六九）　三一

〔官庁報告〕

法務

判決（最高裁判所）　三三

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

地方公共団体

無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第四百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県気仙沼市河原田２―102―２　(61.60) (2)　宮城県気仙沼市本吉町狼の巣403　(499.60)	北緯38度53分58秒東経141度34分21秒の地点と北緯38度52分37秒東経141度33分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　宮城県本吉郡南三陸町歌津字払川150―２　(517.70) (2)　宮城県登米市迫町佐沼字小金丁33―１　(55.50)	北緯38度42分39秒東経141度18分07秒の地点と北緯38度41分18秒東経141度11分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県石巻市北上町十三浜字立神264―１　(347.10) (2)　宮城県石巻市釜谷字明神七25―２　(111.80)	北緯38度35分50秒東経141度27分04秒の地点と北緯38度35分47秒東経141度27分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度35分43秒東経141度27分02秒の地点と北緯38度35分40秒東経141度27分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度34分41秒東経141度26分42秒の地点と北緯38度34分18秒東経141度26分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度33分37秒東経141度26分22秒の地点と北緯38度33分03秒東経141度26分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　宮城県牡鹿郡女川町石浜字七曲90―１　(205.50) (2)　宮城県牡鹿郡女川町塚浜字竹ノ尻９　(96.40)	北緯38度26分41秒東経141度28分11秒の地点と北緯38度26分26秒東経141度28分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度24分43秒東経141度29分32秒の地点と北緯38度24分26秒東経141度29分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　宮城県気仙沼市本吉町狼の巣403　(500.10) (2)　宮城県本吉郡南三陸町歌津字払川150―２　(504.60)	北緯38度45分13秒東経141度27分55秒の地点と北緯38度45分11秒東経141度27分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度44分41秒東経141度27分32秒の地点と北緯38度44分39秒東経141度27分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域